平成２３年（フ）第２７１９号
大阪市浪速区戎本町１丁目６番２―201号
債務者　徳河こと徳河こと　李　　道雄
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８０２号
大阪市此花区高見１丁目６番23―403号
債務者　梶谷　英子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８７１号
大阪府寝屋川市上神田２丁目２番９号
債務者　山岡幸次郎
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８７２号
大阪府寝屋川市上神田２丁目２番９号
債務者　山岡　裕子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８８１号
大阪市城東区今福西３丁目５番21号
債務者　村山　文男
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８８２号
大阪市城東区今福西３丁目５番21号
債務者　村山　陽美
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８８９号
大阪市平野区長吉出戸１丁目１番１―602号
債務者　松本　光章
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８９４号
大阪市淀川区塚本２丁目12番10号　ニュー金剛荘
債務者　ヘアースポットａｎこと　安東　清子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９２３号
大阪府枚方市楠葉野田１丁目15番６―305号
債務者　寺元　幸博
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９２６号
大阪市住之江区浜口東２丁目９番18号　トモエハイツ２階Ｂ号室
債務者　寺岡　慶子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９２７号
大阪市住之江区浜口東２丁目９番18号　トモエハイツ２階Ｂ号室
債務者　寺岡多津子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９３１号
大阪府吹田市南高浜町18番27号
債務者　法寿庵　靖
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９４３号
大阪府交野市東倉治５丁目４番６号
債務者　木場美津枝
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９５４号
大阪市西成区玉出西１丁目16番18号メゾンラフォーレ204号
債務者　中川　義浩
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３００８号
大阪市淀川区十三東３丁目25番４号　シャトー十三　201号
債務者　金山美枝子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０２３号
大阪府箕面市半町４丁目13番12号
債務者　出井　達也
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０２６号
大阪市住之江区北島１丁目８番16―201号
債務者　加納　孝子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０３９号
大阪市港区弁天４丁目９番３号　コーポ整優501号
債務者　溝口　里美
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部